

第 1 3 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 5 年 1 1 月 3 0 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 4 時 0 0 分 閉会時刻 1 5 時 4 6 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	仁 科 康		
	大 原 あかね		
	沼 本 浩 彰		
	江 原 雅 江		
	難 波 弘 志		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	倉 本 英 明
参 事	小 野 敏	副参事	橋 本 忠 明
参 事	島 田 旭	次 長	丸 野 善 嗣
部 長	根 岸 正 治	副参事	長 野 渉
参 事	渡 邊 直 樹	課 長	岡 野 一 郎
部 長	森 茂 治	課長代理	武 内 栄 治
副参事	八 方 良 久		
次 長	湯 地 嘉 隆		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第53号	令和5年度12月補正予算案（教育委員会関係分）について
		議案第54号	倉敷市立美術館協議会委員の委嘱について
		議案第55号	倉敷市立美術館美術資料選考評価委員会委員の委嘱について
		議案第56号	倉敷市立自然史博物館協議会委員の委嘱について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
	別紙のとおり		
9	傍聴の状況		
	公開	傍聴人	0名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁 科 康	
	委 員	大 原 あ か ね	

〈教育長〉 それでは定刻がまいりましたので、ただいまより、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

この度の教育委員会は、「Zoom」による Web 会議方式により開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、教育委員会議事録についてでございますが、前回10月12日につきまして、各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 10月12日の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、10月12日の議事録を承認することといたします。本日の傍聴希望者はございません。

審議に入ります前に、1件、ご訂正をお願いいたします。教育委員会 議案 協議 報告 令和5年11月30日(木)開催分の一覧を記した日程、いわゆる協議事項等を示した表紙の部分をご覧いただけたらと思います。

報告事項の箇条書きの上から4つ目の項目「令和6年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜生徒募集要項について(指導課)」となっておりますが、

『生徒募集要項』ではなく、「実施要項」が正しい報告事項でございます。

「生徒募集」の4文字を「実施」の2文字へ訂正をお願いいたします。

報告は、「令和6年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項」について説明させていただくこととなります。お詫び申し上げますと共に訂正の

方、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第53号「令和5年度12月補正予算案（教育委員会関係分）」についての説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 当日配布資料の1ページをご覧ください。

議案第53号「令和5年度12月補正予算（教育委員会関係分）」についてでございますが、12月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申し出について、議決を求めるものでございます。

それでは、令和5年度12月補正予算（案）につきまして、その概要をご説明いたします。当日配付資料の3ページをご覧ください。

まず、12月補正予算の規模でございますが、上段の表、令和5年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表の下から2行目、12月補正予算額をご覧ください。教育費につきましては、1,183万9千円を増額し、12月補正予算後の教育費の累計は、147億1,674万9千円で、一般会計に占める割合は、6.8%となっております。

次に、下段の表、令和5年度教育費予算項別一覧表についてでございますが、表の下、計の欄をご覧ください。令和4年度最終予算額と比較しますと、今回の補正予算後の額、147億1,674万9千円は、前年度末比で68.1%となっております。

次に、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明いたします。

4ページ5ページの令和5年度12月補正予算額内訳書をご覧ください。

まず、新規事業といたしまして「中学校建設費」「義務教育学校施設整備事業」2,055万1千円につきましては、義務教育学校の設置に向けた、下津井中学校を改修するための設計委託料でございます。

続いて、「幼稚園建設費」「幼稚園施設整備事業」3,300万円の減額に

つきましては、旧中新田幼稚園の解体工事費が不要になったことによる事業費の減でございます。

最後に、「職員給与費」の「給料・職員手当・共済費」につきましては、2,428万8千円の増額となっております。こちらは、人事院勧告を考慮して実施する給与改定や年間を通じた過不足の調整分でございます。

続きまして、6ページの令和5年度12月補正予算「繰越明許費」をご覧ください。

先ほど、12月補正予算額内訳書の中でもご説明いたしました

「義務教育学校施設整備事業」2,055万1千円につきましては、適正な工期を確保するため併せて繰越明許をお願いするものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それではお諮りさせていただきます。議案第53号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第53号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第54号「倉敷市立美術館協議会委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いいたします。

〈森部長〉資料の1ページをお願いいたします。

議案第54号は「倉敷市立美術館協議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。倉敷市立美術館協議会は倉敷市立美術館条例第19条に基づいて、市立美術館の運営についての意見をいただきたく機関として設置

をしております。現在お願いしている 8 人の協議会委員が令和 5 年 1 1 月 30 日をもって任期満了となるため、美術館条例に基づき、教育委員会が委嘱をするものです。資料の 2 ページの上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。旧任の 2 名は任用年数が連続 8 年となり、審議会委員等の任用基準に関する規定第 5 条の再任の制限に該当することから、新たな方をお願いすることとし、残る 6 名につきましては引き続き再任をお願いするものです。次の 3 ページをお願いします。新任委員を含めた委員の一覧表をお示しています。委員の任期は令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日までとなっています。説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第 5 4 号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第 5 4 号は可決することに決定いたしました。

次に参ります、議案第 5 5 号「倉敷市立美術館美術資料選考評価委員会委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いいたします。

〈森部長〉資料の 4 ページをお願いいたします。

議案第 5 5 号は「倉敷市立美術館美術資料選考評価委員会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

倉敷市立美術館美術資料選考評価委員会は、倉敷市立美術館条例第 2 1 条に基づいて設置され、美術館が収集する美術作品などの選考及び評価に関すること、そして寄附の受入れ等についての審議を行っています。

現在お願いしている5名の評価委員が、令和5年11月30日をもって任期満了となるため、美術館条例に基づき、教育委員会が委嘱をするものでございます。

資料の5ページに委員の案を掲載していますが、全委員を再任となっています。このうち、小倉実子氏・龍野有子氏・平瀬礼太氏は審議会委員等の任用基準に関する規程の第5条(再任の制限)に、また、守安収氏は、同規程の第4条(年齢の制限)および第5条(再任の制限)に該当しますが、いずれの方も美術作品等の選考・評価に対する特別な知識、技能、資格等を有する方で、同規程第9条に定められている制限の「適用除外」に該当する者として、委員に適任であると考えています。

委員の任期は、令和5年12月1日から令和7年11月30日までとなっています。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第55号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第55号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第56号「倉敷市立自然史博物館協議会委員の委嘱について」の説明を、森部長、よろしくお願いいたします。

〈森部長〉資料の6ページをお願いいたします。

議案第56号は、倉敷市立自然史博物館協議会委員の委嘱について議決を求めるものでございます。

博物館協議会は、博物館法で、その職務や設置及び委員の任命等について定められており、同法を受け、倉敷市立自然史博物館条例で、同博物館協議会

の設置及び委員の委嘱等について規定しております。

現在お願いしている10名の協議会委員が、令和5年11月30日をもって任期満了となるため、自然史博物館条例に基づき、教育委員会が委嘱をするものでございます。資料の7ページの上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。このうち、2人については、連続8年となり、審議会委員等の任用基準に関する規定第5条の、再任の制限に該当すること。また、1名の方が、同規程の第4条、年齢の制限に該当することから、新たな方をお願いすることとし、残る7名については、引き続き再任をお願いするものです。次の8ページをお願いいたします。8ページには、新任を含めた委員の一覧表を示しています。委員の任期は令和5年12月1日から令和7年11月30日までとなっています。説明は以上です。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。

それではお諮りします。議案第56号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第56号は可決することに決定いたしました。

それでは続きまして、協議事項の方に移らせていただきます。

協議第3号「令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」の説明を島田参事、お願いします。

〈島田参事〉協議第3号「令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」につきまして、事前送付いたしております資料をもとに協議をさせていただきます。まず、点検評価の今後のスケジュールでございますが、本日、ご協議をいただきます内容を次回12月の教育委員会に議案として提出い

たしまして、ご議決をいただければ議会に提出するとともに、ホームページに掲載し公表する予定としております。

続きまして、点検評価報告書の説明でございますが、私からの説明は、報告書の構成などを中心にさせていただきます、「施策の内容」、「評価」や「課題と今後の方針」などにつきましては、ご質問をいただき、個々に回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冊子の方をご覧ください。点検・評価の対象は令和4年度でございます。冊子の構成は、昨年度のものから基本的には変更をしておりません。それでは、1ページをご覧ください。こちらから3ページまでに教育委員会の活動状況といたしまして、定例会の開催状況や議決案件などを掲載しております。4ページをご覧ください。こちらには、点検・評価の対象、実施方法について記載しております。

なお、5ページに、④「学識経験者による意見」のところに記載しております方々が、今回、ご意見をいただきました学識経験者の先生方で、昨年度から引き続きのお願いとなります。本市の実施した事業につきましては、概ね評価をいただいているものと考えておりますが、合わせて、評価の中で今後の事業に対して期待することや、留意すべき事項などのご意見もいただいております、今後の事業推進に活かしてまいりたいと考えております。

次の6ページ、7ページは、施策体系表となっております。

8ページからは、重点的に取り組む事業の施策の点検・評価を掲載しております。令和3年3月に改訂した倉敷市教育大綱、倉敷市教育振興基本計画に基づいて教育行政を進めるため、現在の社会状況やこれまでの取り組みの状況を踏まえ、特に力を入れて取り組むべき内容を倉敷市教育振興基本計画の3つの基本目標ごとに「重点施策」として掲げております。

令和4年度の重点施策のうち、基本目標の1つ目である「思いやりの心を持ち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する」では、22の重点事業に取り組んでまいりました。拡大した事業は、10ページに掲載をしております「学校防災教育推進事業」でございます。新規事業は11ページの「市立精思・玉島高等学校統合事業」でございます。

12ページに「評価」と「課題と今後の方針」、「学識経験者の意見」を記載しております。

続きまして、13ページをご覧ください。基本目標の2つ目である「夢と生きがいを持ち、学び続けることができる社会を実現する」につきましては、新規・拡大事業はございませんが、7つの重点事業に取り組んでまいりました。15ページの「評価」と「課題と今後の方針」、「学識経験者の意見」は、記載のとおりでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。基本目標の3つ目である「ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する」では、6つの重点事業に取り組んでまいりました。拡大した事業は、「地域連携による学校支援事業」と「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業」でございました。

18ページに「評価」と「課題と今後の方針」、「学識経験者の意見」を掲載しております。

19ページからは、基本施策の点検・評価でございます。14個の基本施策と30の個別施策、そして、121の個別事業に取り組んでまいりました。それぞれの基本施策には、冒頭に「施策に対する考え方」、「数値目標」を掲載し、評価指標と指標の算出方法、そして、目標値と実績値のグラフを掲載いたしております。

次に、「施策を推進する主な事業の評価」といたしまして、個別事業それぞれの「目的」、「令和4年度の主な実績」、「今後の方向性」を掲載し、まとめといたしまして、基本施策の「課題」、「今後の取組方針」、「学識経験者の意見」を掲載いたしております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。個々の事業の方は後に回しまして、今、島田参事が説明したところで何かご質問等ございますでしょうか。大きな柱の部分で何かご質問ございますか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それでは個々の内容等について、範囲を指定しませんので全体で見えていただいてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。どこからでも結構でございます。いかがでしょうか。

〈江原委員〉24ページの、小学校あるいは中学校の不登校の出現率の増加についてお伺いしたいと思います。どちらもC判定で厳しい状況だということで、コロナ等で欠席することへの抵抗感が減少しているということだったのですが、28ページの学識経験者の一番下のご意見によりますと、「不登校になっても何も心配することはない。」、例えば、ふれあい教室や別室登校の支援体制の整備・充実、オンライン学習の体制整備といったことがあげられているんですが、この24ページで出ていたデータというのは、年間30日以上欠席の児童数、生徒数というふうにあるのですが、ふれあい教室や別室登校といった場合あるいはオンライン学習といった場合でも欠席30日の中に加えられるのでしょうか。ちょっとそこを教えていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

〈根岸部長〉 ご質問の件なのですが、この調査は実際に学校に登校しているか、していないかということを調査しているものでございます。ですので、その基準に照らし合わせますと、今、江原委員さんがおっしゃられた別室登校については学校に登校しておりますので、これは出席の扱いができると思います。ふれあい教室であるとか、オンラインの方は欠席扱いというふうになっていると。そんなところでございます。以上です。

〈江原委員〉 分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉 他にございませんでしょうか。

〈難波委員〉 この報告書からは少しは離れるのですが、令和6年度に向かってどうなのかということをお伺いしたいと思います。43ページの「障がいのある子どもが、適切な教育や保育が受けられる体制を整える」、10月の就学時健診が終わったと思うのですが、令和6年度に向かって、いわゆる特別支援学級に入る生徒の各数、医療的ケア児の希望がどうなのかとか、令和6年度のことがある程度分かっている部分があれば教えていただければと思います。

〈根岸部長〉 障がいのあるお子さんについての適切な就学についての就学先につきましては、倉敷市教育委員会においては、倉敷市教育支援委員会というものを開いております。実は今日まさにその最終の第3回教育支援委員会をライブパークで開いております。私もこの後そちらの方に向かう予定しているのです。そちらの方で、各新小学校一年生に就学する子供についてと、それから現在、小学校1年生から中学校2年生までに在籍しているお子さんの、次年度の措置についての判断を、専門家のドクターの方とか、専門機関の先生等で構成される教育支援委員によって今審議をされているところです。医療的ケア児は、前も質問されておられて、複数名、各倉敷でも、もう実際に受け

入れをしているところですけども、今の審議に実際にかかっている子が複数名いるということを聞いておりまして、この判断結果がどのようなことになるかというのは審議結果ということになると思います。倉敷市教育委員会といたしましては、医療的ケア児につきましては、適切に看護師等の配置を行うなどしながら対応していくということで、現在もやっておりますが、今後もそのように対応していきたいと思っています。以上です。

〈難波委員〉ありがとうございました。自分も就学時健診に**出務**したのですけれども、いわゆる自閉性障害、A S D、A D H D、2 0 年前、1 0 年前に比べたら徐々に徐々に増えてきている感じはしています。だから、その子たちを支援学級でどのくらいいけるのか、支援学校に行かさないといけないのかというようなことを思いますけども、ぜひ、各学校での適切な指導をよろしくお願いします。医療的ケア児は今、注目を浴びていますので、ぜひ倉敷市としてもできる範囲のことをしてあげていければと思っていますので、そのあたりの判断をよろしくお願いします。

〈教 育 長〉ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

〈大原委員〉ありがとうございます。これの評価の仕方についてなんですが、倉敷市がやろうと思っていることの絶対的な評価というのは、行われていると思います。学識経験者の先生方も経験のあるお方たちなので、この方たちの評価というのは正しいと思うのですが、いわゆる相対的評価、学力テストなんかは日本中で子供たちの成績がこう評価されるように、私どものこれが、相対的に日本の全体で見たときに、どれぐらいの進捗状況なのかとか、どれぐらいの評価なのかという、そういう相対評価っていうのはどういうふうに出されているのか教えていただけますか。

〈教 育 長〉はい。相対評価ということですがいかがでしょうか。

〈島田参事〉現時点での評価の仕方というのが、この事業を始めた時のスタートの状況と比べて、状況良くなっているとか、あるいは悪くなっているのかというような評価になっています。ですので、大原委員がおっしゃるような、全国と比べてどういう位置にあるのかというような位置付けにはなっておりません。

〈大原委員〉これに関してはそういうもので、年々どうなっているかを見るものなので良いと思うんです。でもその一方で、その相対評価というものもないと、教育委員会としてどう進むかもわかんないのだろうなと思っていて、それをこれとは別にやってらっしゃるとしたら、どういったところでそういった相対評価をやってらっしゃるのか、教えていただけますか。

〈根岸部長〉学校教育部の方では、すでにご報告させていただいておりますように、まず学力については全国学力学習状況調査を指標として、全体的な全国の学力との相対的な位置付けを図っています。

もう一つ大きなものとしては、問題行動等の生徒指導上の問題行動等の調査でございます。

これもご報告させていただいているとおりなのですが、いじめ、不登校、先ほどもご質問ありました不登校についても、これも全国との相対的な位置付けを見ながらやっております。

例えば今日の資料で言いますと、ご質問はなかったのですが、例えば、23ページの小学校1,000人当たりのいじめの認知件数というのは、令和3年は46.7%なのですが、いじめは小さいいじめも見逃さず、よく見つけ、よく解消していくということで、高くなればいいというふうに我々は思っているのですが、実は全国はこの年79.9%で、その半分に近いような数字なので、倉敷としては伸びているけど、まだ全国からすると、相対的に少ないとかというような見方も合わせてしながら、今後のいじめ、不登校

対策をしているところです。学校教育部では大きなものとしてはその二つになります。

〈大原委員〉はい。ありがとうございます。全国学力テストに関しては、子どもたちがどういう学力かであって、その我々の教育がどういう教育だからというような、大人が評価されるということは、やはりあまりないのではないかと私は感覚的に思っています。実際は日本の色々な研修に行ってらっしゃったりとかして先生方が切磋琢磨をなさっているとは思いますが、例えばいじめの認知件数の数値目標が本当に正しいのかどうかと。この数値目標にすることが正しいのかどうかとか、日本全国で見た時に、いじめというものをどうという評価をしているところが今増えてきているのかとか、そういうまた日本全体の流れの中の倉敷という話も教えていただけると、私たち教育委員、他の先生方は分かっているかもしれませんが、少なくとも私にとっては学びになるので、今後もまたこういった倉敷市の状況をお話いただく時に、市外の取り組みとか、県外の取り組みなども合わせて教えていただけると非常にうれしく思います。要望です。ありがとうございました。

〈教育長〉ありがとうございます。今のは学校教育部に関してのことですが、いわゆる教育委員会全体のことにに関して、生涯学習部も含めて、他市の状況であるとかそういったものも今後、説明の中に色々加えていくというようなご意見だったと思うんですけど、それでよろしいですか。ということは、今後またそういうことが資料として分かるものがございましたら、要望として添付していただきたいというようなことだと思います。ありがとうございました。他にございませんか。

〈教育長〉私が言うのも変なのかもしれないんですけども、子どもミーティングが毎年というか、一年に何回か開かれていると思うのですが、非常にこれは良いこと

であって、子どもたち自身からいろんな問題点を挙げて、それを少しでも解決の方向にみんなで考えていくということで、いいことだと思います。

全体のミーティングを基に各学校へ持ち帰って、それぞれの学校で、今度はどういう取り組みできるかという形で進んでいっていると思うんですけれども、これも例えば、学校の児童会、生徒会の活動の状況にもよってくるのかなあと思うのです。まあ、これも要望になるかもしれませんが、各中学校、小学校等でそういった児童会、生徒会の活動をより活発にしていきたいながら、そういった全体の子どもミーティングの話し合い内容が生かされるような、さらに生かされるようなものに結びつけてもらいたいなあというふうに思っています。これは要望でございます。他に何かございませんでしょうか。

〈教育長〉私ばかり言うてはいけないのですが、もう一つだけ、49、50ページ辺りに公民館とか図書館の利用率とか、講座への興味が非常に少ないとかいったデータが出ておりまして、またそれについての取り組みもこれから進んでいくんじゃないのかなと思うのですけれども、これは私自身をお願いしていることで、すでに新しい取り組みをやっている公民館等もあります。

このまえ西阿知の公民館へちょっと行かせていただいたら、倉敷の第一中学校の生徒がクッキーを焼いたり、飲み物を作ったりして、地域の人に販売をしたりとか、あるいは小さい子どもさんの服など、要らなくなったものを集めて、それをどこでしたか忘れましたが寄付して、有効に使ってもらうとか、外国で使ってもらうとか、そういった取り組みをしておりました。こういった取り組みによってその中学生がその公民館に来ることによって、公民館におられたお年寄りの方が非常に喜んでおられて、「若い人たちが来てくれた」ということをおっしゃられておりました。

こういった活動が、少しずつでも進んでいけたらなあ。これはもう要望なの

ですけれども、まあ中学生だけに限らず、高校生、大学生、そういった若い人から、ご年配の方まで一緒にできるような活動、公民館活動、そういったものが少しずつ進んでいけたらありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

はい、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それではこの件につきまして、次の12月の方で議案として、またされるということで先ほど話がありました。貴重なご意見ありがとうございました。今後もいただきましたご意見を基に対応していきたいということですのでよろしくお願いいたしますと思います。

次に報告事項の方に移らせていただきます。

「人権問題講演会の開催について」の説明を、小野参事、お願いします。

〈小野参事〉人権問題講演会の開催につきまして、お知らせいたします。委員会資料の9ページをご覧ください。あわせて、案内チラシも覧いただけたらと思います。この行事は、日常生活で関わる人権から普段はあまり触れることのない人権まで、様々な人権問題について当事者等から直接話を聞く機会を通じまして、人権について考えたり、学んだりするきっかけづくりをすることを目的としております。内容ですが、「多様な人と生きるということ～半径2メートルから社会へ～」と題して、エッセイストでタレントの小島慶子氏からお話をいただきます。

日時は、令和6年1月27日、土曜日の14時から15時40分までの予定で、会場は倉敷市芸文館ホール、定員は800名となっております。

主催は、倉敷市と倉敷市教育委員会です。企画等は人権政策部が行っており、学校園等への案内は人権教育推進室が行なっております。

参加料は無料ですが、事前申込みによる入場整理券が必要となります。

なお、定員を上回る申込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。

募集の締切りは、令和6年1月4日、募集の広報につきましては、市のホームページ、SNS及び広報くらしき12月号に掲載するほか、案内チラシを本庁総合案内、各支所、各公民館、市内の学校等へ配布しております。

委員の皆様にも、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

御参加いただける方には、入場券をご用意させていただきますので、人権教育推進室までご連絡いただけたらと思います。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉はい。ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは続きまして、「公立幼稚園・公立保育園・公立認定こども園の適正配置計画（令和2～6年度）（令和5年度公表分）について」の説明を、根岸部長、お願いいたします。

〈根岸部長〉公立幼稚園・公立保育園・公立認定こども園の適正配置計画（令和5年度公表分）についてご説明させていただきます。

資料の10ページを御覧ください。

この計画は、前年度までの適正配置計画を踏まえ、本市の喫緊の課題である待機児童対策の中心的役割を果たしながら、子どもたちにとってよりよい幼児教育及び保育の環境創出を目指すため、引き続き、令和2年から令和6年までを計画単位として、基本的に毎年度の状況に合わせて策定し、公表しているものでございます。詳細につきましては、少し説明させていただきますと、本計画は、1の趣旨及び2の計画の考え方でも記載しておりますとおり、公立幼稚園、公立保育園や公立認定こども園は、平成27年度から施行しております、子ども・子育て支援新制度の趣旨である、「質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保」を踏まえるととも

に、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施による保育需要の変化に対応していきながら、本市の喫緊の課題である待機児童対策を図るため、さらなる公立幼稚園、公立保育園や公立認定こども園の活用が必要とされています。また、保育者の確保が非常に厳しい状況であることや今後の少子化を勘案し、公立園の早急な適正規模での運営の必要性がでてきているところでございます。そこで、教育委員会と保健福祉局が協働で、平成25年度から、基本的に毎年公表してきました適正配置計画を踏まえまして、公立幼稚園・公立認定こども園の多機能化や公立幼稚園・公立保育園の認定こども園への移行などを実施し、子どもたちにとってよりよい幼児教育及び保育の環境の創出を目指すために、本計画を策定しているものでございます。

具体的な公表に移りたいと思いますが、11ページをご覧ください。

3の「計画の進め方」のうち、「(1) 幼稚園・認定こども園の多機能化について」ですが、幼稚園の3歳児保育と預かり保育につきましては、先ず令和7年から連島東幼稚園と統合し、連島幼稚園となります連島西浦幼稚園につきましては、計画より1年前倒しで、令和6年度から3歳児保育と預かり保育を実施させていただくことといたします。そしてもう一点は、新倉敷駅周辺の開発状況を考慮しまして、令和6年度、来年度より長尾幼稚園にて預かり保育を実施させていただくこととします。次に「(2) 認定こども園への移行について」ですが、これはもう発表済の案件ですが、令和6年4月から、「まきびの里保育園」が「まきびの里認定こども園」に移行いたします。

また、令和7年度から「豊洲保育園」を認定こども園に移行いたします。具体的な内容は以上です。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉説明ありがとうございました。よく分かりました。ここに趣旨のところにあ

りますけども、「質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」ということであります。今、こども園が1号2号3号という形で置かれて、募集して子どもが入ってきていますけども、ある一定の数、いわゆる質の高い幼児教育を求める保護者、保育園ではなく、どちらかというと幼児教育といった幼稚園に行かせようと思っている保護者からすると、今のこども園の1号のところ、つまりもう行く地域に幼稚園がなくなったので、こども園に行かせているけど、そこでする幼児教育では満足しないというか、そういう声が時々聞かれるものです。そのあたりの質的な評価というか、先ほど大原委員さんが言われましたけども、その部分各幼稚園、こども園、保育園の教育内容を倉敷市として評価していく方法があるのでしょうか。園長先生やその保育園をある程度もちろん、評価しているのでしょうか。そのあたりのやり方とか何か倉敷市としてのものがあるようであれば、教えていただければと思います。

〈教育長〉はい、いかがでしょうか。

〈根岸部長〉今、幼稚園や保育園、それから認定こども園の職員につきましては、保育教育職として統合しまして採用させていただいております。以前は、保育園と幼稚園の役割が大きく違ったというような時代は確かにございましたけれども、今は、研修等も幼稚園の先生と、保育園の先生が一緒にさせていただいたりしております。そのあたりの質については、保護者によっては今先生がおっしゃるように、いや幼稚園じゃないといけないんだという、保護者も一定数いらっしゃることも承知はしております。そのあたりは、保育園でも幼稚園でも、認定こども園でも質の高い教育ができるように我々としては努めさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

〈難波委員〉正直、待機児童の数はかなり減ってきているようなことも聞いていますけど

も、その質の部分ですね、少ない子供たちを上手に育てていくために、やっぱり保育者であり、養護教諭であり、いろいろと指導した上で保護者にとって満足のできる教育が提供できるような形をぜひ作っていただけるように。先ほどのこと言うと、就学前教育の充実を図るところにありましたけども、ぜひそのあたりにも気を配っていただければと思います。よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

それでは次の項目に参ります。「令和6年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項について」の説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉当日配布資料別冊になりますが、「令和6年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項」、令和5年11月倉敷市教育委員会と表紙にあるものをご覧ください。説明に入る前に一カ所冊子の修正をお願いいたします。6ページになります。右下に表があると思いますが、その二つある下側の倉敷市立精思高等学校の点線で囲ってある方の霞丘校の募集定員、夜間・昼間とあるんですけど、3行目の商業科30人のその右ですけど、夜間部と書いてあるところの「夜」をすみません「昼」昼間部でございますので「昼間部」に訂正をお願いします。霞丘校の商業科30人は昼間部の募集でございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは説明の方に入らせてもらいます。7月20日の教育委員会におきまして、「令和6年度倉敷市立高等学校入学者選抜大要」をお示しし説明させていただきましたが、今回は入学者選抜の基本的事項が決まりましたので、その内容の概要についてご説明させていただきます。量が多いので、大事なところをかいつまんでご説明させていただきたいと思います。

表紙の裏側になりますが、入試日程の一覧表「第Ⅰ期」、次のページが「第

Ⅱ期」、そしてページをめくっていただきますと「特別入学者選抜」等の順に日程はお示しさせていただいております。これは全体の日程でございます。続きまして、目次がありまして、その次からですけれども1ページをご覧ください。まず、「一般入学者選抜[第Ⅰ期]」についてでございます。募集を実施する学校は、倉敷翔南高等学校の昼間部と、真備陵南高等学校の2校でございます。募集人数は、倉敷翔南高等学校昼間部が95人、真備陵南高等学校が80人となっています。

続きまして2ページの方に参ります。「3 入学者選抜のための学力検査」をご覧ください。中段から下の辺になります。学力検査は「県立高校全日制一般入学者選抜」と同じ日の令和6年3月7日（木）に実施いたします。国語、数学、英語の3教科、及び作文・適性検査を実施することとしております。

続きまして、3ページの方に参ります。「4 面接」でございますが、次の日の3月8日（金）に実施します。そして先ほど申し上げたように「5 作文」（翔南にて実施）、「6 適性検査」（真備陵南にて実施）につきましては、実施日時や内容をそこにお示しをさせていただいております。

「7 選抜」についてですけれども、（1）の「イ」2番目に書かせていただいておりますが、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業等により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないよう配慮することを示しております。これは昨年度に引き続きのことになります。

4ページ「8 合格発表」は、令和6年3月18日（月）午前9時から、各

志望校及び各志望校ホームページで発表されます。

「9 追検査」についてですが、これは、「(2) 申請」の「ア」「イ」にありますように、一般入学者選抜当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、インフルエンザなど学校保健安全法施行規則により学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者、または不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により「第Ⅰ期」の一般入学者選抜を受験できなくなった者が出願できるというものです。

次にページが変わりまして、6 ページをご覧ください。「一般入学者選抜[第Ⅱ期]」ですが、精思高等学校（霞丘校を含む）、工業高等学校及び倉敷翔南高等学校・夜間部の志願者を対象に実施されます。募集定員等をご覧いただけたらと思います。続きまして、ページが変わりまして7 ページの方にいかせていただきます。「3 入学選抜者のための学力検査」ですけれども、3 月 2 5 日（月）に実施され、実施科目は国語、数学、英語と作文で面接も同日行われます。合格者の発表は3 月 2 8 日（木）としております。

続いて9 ページ、「特別入学者選抜」についてです。

実施校は、精思高等学校霞丘校、倉敷翔南高等学校及び真備陵南高等学校です。募集人員は3 校とも募集定員の5 0 %としています。

次の1 0 ページにお示ししてあるように「3 入学者選抜のための学力検査」については、令和6 年2 月7 日（水）に、「4 面接」は、翌日2 月8 日（木）に実施することになっております。

次の1 1 ページの「7 合格者の発表」ですが、第Ⅰ期の合格発表と同じ日の、3 月1 8 日（月）に行います。

続きまして1 2 ページになります。「定時制課程の特別な入学者選抜」です。こちらは一昨年度まで、「成人のための定時制課程入学者選抜（成人選抜）」

というところで、これは成人年齢の定義が変わったことによりまして名称が変わったものでございます。この入学者選抜につきましては、若干名の募集で、夜間部で募集をいたします。精思高等学校（霞丘校は含まない）、工業高等学校、倉敷翔南高等学校の夜間部で募集します。「3 面接及び作文」にありますように、特別入学者選抜と同じ2月7日（水）に実施をいたします。合格発表は3月28日（木）となっております。かいつまんで説明させていただきましたが説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。内容がたくさんあったのですが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは続きまして、「令和6年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項について」の説明に入りますが、これも資料の方はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは根岸部長、お願いいたします。

〈根岸部長〉それでは令和6年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項についてご説明させていただきます。当日配布資料の方をご覧いただけたらと思います。

「1 募集」の（1）の応募資格についてはお読みいただけたらと思います。法令等が示されております。

（2）の募集定員ですが、普通科35名となっております。

「2」の通学区域についてですが、これにはいわゆる学区をお示しをさせていただいています。

「3」では、出願について書かせていただいております。（1）に「出願の条件・制限」をお示しておりますが、身辺自立や自力通学等についての要件を求めています。その項の「ウ」では、出願制限として「区域等に保護者とともに居住すること」を、「エ」では、県立特別支援学校高等部への重複

出願ができないことについて示しています。（２）の「出願の期間」につきましては、令和６年１月１０日（水）～１月１５日（月）までの午前９時から午後５時までとしております。

次のページの（４）の「出願前教育相談」についてですが、出願にあたりましては、選抜前に必ずこの出願前教育相談を受けていただき、その後に学校長を通じて出願用の書類をお渡しすることになっております。特別支援学校の障害のある子どもたちの受験ということで、事前に障害等の状態等について把握するためでございます。

「４」入学者選抜のための「検査・面接について」お示しておりますが、実施期日は、令和６年１月１９日（金）で、倉敷支援学校で行います。検査は、知的能力や作業能力の検査に加え、面接も実施いたします。

「５」それから次のページの「６」は目を通して頂けたらと思います。そして「７」の合格者の発表ですが、令和６年２月７日（水）に行いたいと思います。

「８」の追検査のところには、検査当日に特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者の追検査についてお示しをさせていただいております。

次のページの方には「９」のところに、「個人情報の本人提供」について示しております。個人情報の保護に関する法律に基づき、諸検査の評価点について、開示できること等についてお示しをさせていただいております。

「１０」から「１２」についてはお読みいただけたらと思います。

実施要項の以降のその後のページについては、様々な出願に関する書類について様式を付けさせていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

〈大原委員〉興味で聞くのですが、市立高等学校入学者選抜と、支援学校の入学者選抜で郵送の締め切りの期間が違うのはどういう理由からか教えていただけますか。

〈根岸部長〉倉敷市は市立の高等学校と支援学校をもっているんですけども、県立も同様に高等学校と支援学校の入学者選抜を行っております。県立の日程等に合わせるために県教委の方が先に対応であるとか、実施要項を示されるんですけども、そこに合わせて示している関係で、日にちもその辺に合わせさせていただいています。合わせるということで、その高等学校と支援学校の違いについては、県の方に問い合わせないと分からないんですけども、その様に設定させていただいております。

〈大原委員〉分かりました。市立学校の方は一日しかなくてというので、もしかして中学校単位で出されるのかな、出し方が違うのかなと思ったのですが、県教委に合わせていらっしゃるのなら理解ができました。ありがとうございます。

〈教育長〉よろしいでしょうか。他にございませんか。

それでは、続きまして、『高梁川流域連携事業 令和5年度「アレルギーの人も安心して食べられる！クリスマスバイキング」の開催について』の説明を渡邊参事、お願いいたします。

〈渡邊参事〉高梁川流域連携事業、令和5年度、アレルギーの人も安心して食べられるクリスマスバイキングの開催についてご報告をいたします。教育委員会資料の12ページをお開きください。

このクリスマスバイキングにつきましては、一般のレストランや食堂などでは、アレルギー表示が進んでいないため、食物アレルギーのお子さんがある家庭では外食の機会が限られるという実情があると考えております。

こうした状況を踏まえまして、このクリスマスの時期に、アレルギーを気にせず、好きなだけ自分の手で取って食べるという体験を提供して、会食を楽しんでいただき、また参加者同士での意見交換の機会をご提供するものです。このバイキング取り組みに加え、夏に開催した調理場の裏側見せますツアー一年2回開催しております給食展、2ヶ月に1回発行しております学校給食新聞などの取り組み等も合わせて、食物アレルギーに対する啓発や、学校給食での取り組みなどの情報発信を行っているものです。

このクリスマスバイキングにつきましては、倉敷中央学校給食共同調理場が開設されて以来、毎年度、高梁川流域連携事業として実施しており、今回で5回目の開催となります。

内容につきましては、特定原材料7品目を使用していない主食、主菜、副菜、汁物、デザートなどをバイキング方式で提供するもので、対象者は高梁川流域圏の市町に在住する特定原材料7品目のみに、食物アレルギーがある小学生とその保護者となっております。

開催日時や会場、募集期間等は、ここの資料に記載の通りですが、既に募集期間が終わっております。応募者数等の詳細をご報告いたしますと、応募者数は倉敷市内が32組、流城市町が14組で合計46組ございました。抽選の結果、倉敷市内の方が19組、流城市町の方が11組で、合計30組を抽選の結果として選ばさせていただきます。

残念ながら落選された方は、要件にそもそも満たしていない方が数組と、昨年度応募されていたという方は優先順位を下げるというルールでやっていますので、こうした方たちが多い状況でございます。なお、当日は仁科教育長にも出席をいただきまして、クリスマスの役に一役買っていて、食育やアレルギーの情報発信をするだけでなく、楽しい会にしたいというふ

うに考えております。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉よろしいでしょうか。ありがとうございました。楽しみにしております。

何かご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

〈沼本委員〉また仁科教育長に報告いただければと思います。5月にコロナが緩和されてからこういうふうなイベントがどんどん復活してきていると思います。昨年度からこういうふうなイベントで新たな試みをしたとか、あと復活したこととか、今回5回目ということなので、例えば物価高によって参加費が一組1,000円が変わったとか、あと、11時30分から14時30分までの時間ですが、昔は2時間だったのが3時間に延長したとかいうような変わったことがあれば合わせて教えていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

〈渡邊参事〉先ず、昨年度からの変更点でございますけれども、定員をですね25組50人であったものを30組60人に5組増やさせていただいてます。それから昨年度までは感染症対策として参加者同士が向かい合わないと言いますか、学校形式と言ったら分かりますでしょうかね。向かい合わない形で歓談も話し合いも制限するような形で開催しておりましたけれども、今回からは保護者なり子どもさん、参加者同士が話し合う時間も設けるようなことで変更させていただいております。今年度の変更点としては以上でございます。

〈沼本委員〉ありがとうございます。参加者母数とかを今報告を受けていると、非常に興味のある方がいっぱいいらっしゃるのかなというふうに思われます。これからも報告事項等、今日で例えば言うと後に報告事項である二十歳の集いとか、女性まつり、こどもまつりの報告事項があると思うんですけど、もし昨年と変わった試みとか、あと復活したこととかいうのがあれば、説明の時に合わせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございます。よろしくお願いします。はい、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次の「令和５年度倉敷市二十歳の集いの概要について」の説明を、森部長、お願いいたします。

〈森部長〉「令和５年度倉敷市二十歳の集いの概要について」御報告いたします。資料の１３ページをお願いします。

令和５年度の二十歳の集いにつきましては、５月の教育委員会で日時・会場などをご報告させていただきましたが、その後、今年度二十歳を迎える３１名の委員で構成する実行委員会で、オープニングセレモニーや記念式典、イベントの準備を進めており、この度、その概要が決まりましたので、ここでご報告をさせていただきます。今年度の二十歳の集いはテーマを、「ここに集まれ、はたちのわたしたち ～伝えたいんじゃ！この気持ち～」となっています。このテーマには、これまでの２０年間、支えてくれた家族や先生、地域の方々に感謝の気持ちでいっぱいであること、そして、長い時間をともに過ごしてきた仲間たちと地元”倉敷”に集まり、互いの成長を認めあいながら、祝えることが大きな喜びである、という思いが込められています。

このテーマに沿って、オープニングセレモニーでは、前半は倉敷翠松高等学校のマーチングバンド「クリスタル サウンズ」による演奏、後半は市内のダンス教室が式典のために構成したグループ「アッコ クリュー フロム グラマラスステージ」によるダンスパフォーマンスで開幕したのち、ご来賓の方々をお迎えして記念式典を実施する予定です。また、記念式典後、中学校時代の恩師を招いての交流イベントを予定しています。

最後になりましたが、委員の皆様には主催者として２０歳を迎える方を祝福していただくため、ご出席のご案内をさせていただきますので、どうぞよろ

しくお願いします。

説明は、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、「倉敷市庁舎等再編基本計画（市民交流ゾーン整備編）

（案）について」の開催についての説明を、森部長、お願いいたします。

〈森部長〉「倉敷市庁舎等再編基本計画（市民交流ゾーン整備編）案について」説明させていただきます。委員会資料の14ページ、それから倉敷市庁舎等再編基本計画（市民交流ゾーン整備編）案と、その概要版を添付していますので、あわせてご覧ください。

倉敷市庁舎等再編整備事業における中央図書館を核とした複合施設棟及びその周辺の駐車場等の整備に対する市の基本的な考えを「倉敷市庁舎等再編基本計画（市民交流ゾーン整備編）（案）」として取りまとめましたので、ここでご報告をさせていただきます。また、この計画に対する市民の皆さまの意見を募集するため、パブリックコメントを実施するとともに、本計画の内容について市民説明会を実施しましたので、あわせてご報告させていただきます。それでは少し時間をいただきまして、基本計画案の概要版をもとに説明させていただきます。8ページほどの概要版を見ていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

概要版の2ページをお願いいたします。市民交流ゾーン整備の基本方針ですが、対象エリアを本庁舎東側駐車場、白楽町ごみ焼却処理場等跡地、倉敷市屋内水泳センター敷地、倉敷市歴史民俗資料館敷地、そして本庁舎東側駐車と屋内水泳センター敷地の間を南北に流れている広瀬川の一部を合わせたエリアとしています。倉敷市屋内水泳センター・歴史民俗資料館敷地は、令

和3年3月に公表させていただきました「倉敷市庁舎等再編基本構想」では、対象エリアには含まれていませんでしたが、本計画の対象エリアを検討する中で、屋内水泳センターは施設老朽化のため、令和7年度末で閉館し、水島緑地福田公園に新たに整備される屋内プールに集約されることとなりましたので、屋内水泳センター敷地についても有効活用の観点から対象地域に追加して検討することといたしました。また、国の登録有形文化財である倉敷市歴史民俗資料館につきましても、複合施設棟と一体的な活用を行うことで、施設の有効活用や施設維持の適正化が見込まれることから、対象地域に追加して利活用を検討することとしております。

次に、3ページをお願いいたします。市民交流ゾーンの複合施設棟を考えていくうえでの大切な「コンセプト」を、【「出会い」×「学び」×「憩い」のKURA】としています。これは令和4年度に実施した市民アンケートやワークショップ等でいただいた意見をもとにまとめたもので、図書館を核として本と人、人と人の新たな出会いが生まれ、多世代の人が学び、心地良くて人が集まる憩いの場となり、市民に愛され、行ってみたくなる複合施設を目指す、というものです。

続いて、5ページをお願いします。複合施設棟の配置は、現駐車場の活用、計画の自由度などを総合的に判断し、屋内水泳センター敷地に配置する方針としており、建物の規模は、概ね延床面積6,800㎡の規模としています。

次に、7ページをお願いいたします。市民交流ゾーンの整備事業の手法は、様々な方法を定性面・定量面から検討した結果、両面で優位性が認められる、デザインビルド方式を採用いたします。なお、施設の管理運営方法につきましては、本計画策定後に検討いたします。事業スケジュールは、本年度中に基本計画を策定したのち、令和6年度に整備事業者の公募・選定、令和7年

度に設計・施工等を行い、令和１０年度中の供用開始を目指すこととしております。

大変簡単ではございますが、以上が基本計画の概要です。ここで委員資料の１５ページをお願いいたします。この基本計画を市民の皆さまにお知らせし、ご意見をお伺いするために、パブリックコメントを令和５年１１月１３日から１２月１２日までの、約１か月募集をしております。このパブリックコメントにつきましては広報くらしき１１月号及び市ホームページにおいて掲載し、市民の皆さまをはじめ、各施設の利用団体、関係者への周知に努めております。

また、市民説明会を令和５年１１月１１日、１１月１６日の２回実施をさせていただきました。説明会では、新しい図書館の蔵書数や、駐車場の台数、複合化される憩の家や労働会館についての質問など、予定の時間を上回る質疑があり、市民の皆さまから幅広いご意見を伺うことができております。

今後、パブリックコメントや市民説明会などによるご意見も参考にしながら、基本計画としてまとめていく予定としております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。資料が非常に広範囲になるんですけれども、どの辺からでも結構ですのでご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉図書のことなので、何とも言えないのですが、蔵書数が減っていることが気になります。元々今の中央図書館に５０万冊近く、今度のところが４０万何冊で、建て直す当初から冊数が減る計画でいいのかなっていうのがちょっと疑問なんですけど、そのあたり教えていただけますか。

〈森部長〉蔵書数の件で質問をいただきました。現在５１万冊が中央図書館にございます。大原委員さんの言われたとおり、新しくできる図書館には４８万冊とい

うふうになっています。この差なんですけれど、現状ある蔵書数ですが、51万冊とはいつているんですけれど、除却ができていない物というのがかなりありまして、開架部分に出せていない物、こういった物があります。これは図書館の司書さん等々が新しい施設に持っていけるもの、そして、これから足していきたいもの、そういったものを積み上げていった結果48万冊、これが適当ではないかというふうに積算をしています。ですからこれから除却等々の整理をしていった結果というふうに思っただければというふうに思います。以上です。

〈大原委員〉言葉が分からなくてごめんなさい。除却というのは廃棄とは別と理解していますか。

〈森部長〉廃棄に近いと思っただければいいです。古くなったりとか、破れた物、使えなくなったりしたものをリサイクル本で出すということで処分をしようということなんです。

〈大原委員〉これ以降は要望としてになります。私は図書館の専門員ではないので、図書館というのは廃棄を前提であるものなのかもしれないのですが、一般市民からすれば、『どこにもない本が図書館に行ったらある』というのは非常に重要なことではないかと思います。つまり、今使われていない、今人気のない書籍でも、どれだけ書籍が残っているか。だからこそ国立国会図書館などは価値があるのだと思うのですが、それが地方の図書館にあることで、その地方の力が上がるのではないかと思っています。文化のまち倉敷と言っている倉敷市が、そのような書籍を廃棄するという決定をするというのは私はちょっと残念に思っています。もうこれは要望で結構です。ありがとうございました。

〈教育長〉ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

〈江原委員〉私が見逃しているのかもしれませんが、本はこの紙の形のみで、電子書籍とか、kindle のようなもの、そういったものの導入、タブレット等 I C T 機器の充実とあるのですが、電子書籍等に関してはいかがでしょうか。お願いいたします。

〈森 部 長〉概要版の 4 ページなんですけど、図書館機能のポツがいくつかありまして、上から 6 番目の I C T を活用したサービスの提供といったような項目になっているんですけど、こういうところで今、電子図書といったものもあります。これも検討していきたいというふうには考えております。

〈江原委員〉 I C T を活用したサービスということの中に電子書籍も含まれるということで、承知いたしました。ありがとうございます。

〈教 育 長〉他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは次の項目に移らせていただきます。

「文化功労者・高橋 秀(しゅう)作品の寄附について」の説明を、森部長、お願いいたします。

〈森 部 長〉委員会資料の 1 6 ページをお願いいたします。「文化功労者・高橋秀作品の寄附について」説明をさせていただきます。

玉島在住の美術家で文化功労者の高橋秀氏から自作の絵画 2 9 点が倉敷市に寄附されることになりました。寄附にあたり、次のとおり寄付採納式を行いますので、ここで報告をさせていただきます。

高橋秀 氏は、1 9 3 0 年、現在の福山市にお生まれになり、洋画家の登竜門である安井賞を 3 1 歳の若さで受賞したのち、1 9 6 3 年にイタリアのローマに移住、その後 4 0 年以上にわたりローマを拠点に活躍しました。1 9 9 6 年、倉敷芸術科学大学の教授に就任され、2 0 0 2 年に帰国後は倉敷市玉島の沙美海岸にアトリエを構え、後進の指導にも力を注がれました。以後、

２００６年に山陽新聞賞、２００８年に岡山県三木記念賞、２０１０年に岡山県文化賞、２０１２年に倉敷市文化章を受章。そして２０２０年には国の文化功労者となりました。

この度、寄附の申し出があった作品２９点は、高橋氏が２０歳代の頃から、令和に至るまでの作品が万遍なく網羅されており、倉敷市にとっても大変貴重な作品となります。寄附にあたり、本年１２月２５日に倉敷市立美術館において、ご本人も出席されての寄付採納式を行う予定としております。この貴重な作品を活用していけるよう、今後、企画展など通じ市民の皆様に鑑賞していただく機会を予定しております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。質問はございますでしょうか。

それでは続きまして、「第２９回倉敷女性まつりの開催について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 「第２９回倉敷女性まつり」の開催について説明をさせていただきます。資料の１７ページをお願いします。また、案内チラシを添付しておりますのでお願いいたします。

倉敷女性まつりは、倉敷市婦人協議会が、地区婦人協議会等の活性化と学びの場として、平成６年度から開催しております。第２９回となる令和５年度の開催について、ここでご報告をさせていただきます。

開催日時は、令和６年１月２３日（火）で、倉敷市芸文館大ホール・ロビーを会場に実施いたします。

主なイベントの内容は、午前・午後２回開催する「たのしいバザー」、オープニングアトラクションとして、真備町のコーラス団体「Ｍ・Ｋ・Ｂ」（旧まきびコーラス）によるコーラス、講演会として「認知症がわたしたち家族

にくれた贈り物」と題して、映画監督の信友直子氏の記念講演会を予定しております。また、芸文館ロビーでは、各地区婦人協議会の活動報告をパネル展示で行います。詳しくは案内チラシをご参照ください。入場料は300円で、各地区婦人協議会会員のほか、一般の方にもご参加いただけます。女性まつり、昨年状況なんですけど、県の大きなイベントと重なりまして、女性まつりの実施はしておりません。説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは「第45回倉敷市こどもまつりの開催について」の説明を、森部長、お願いいたします。

〈森部長〉「第45回倉敷市こどもまつり」の開催について説明させていただきます。資料の18ページをお願いいたします。また、案内チラシを添付しておりますので、ご覧ください。

倉敷市こどもまつりは、市内の子どもたちが集い、子ども会や少年団体などの活動状況の発表や、健全な遊び・体験活動を通じて、交流を深めることでそれぞれの団体活動の一層の活性化を図ることを目的に開催しております。第45回となる令和5年度の開催について、報告をさせていただきます。

開催日時は、令和6年2月4日の日曜日に、午前・午後の2部に分けて、各600人の定員としてライフパーク倉敷で開催し、参加の申し込みは電子申請サービスで、先着順での受付となっております。

イベントの内容は、大ホールでの子ども会連合会による子ども文化祭をはじめ、ボーイスカウト、児童館や自然の家など、子どもに関する活動をしている団体や民間企業の方が、子どもや親子で楽しめる様々な体験活動やワークショップを実施しています。詳しくは案内チラシをご覧ください。

委員の皆様におかれましては、ぜひ、お時間の都合をつけていただき、会場のライフパーク倉敷までおいでいただきまして、子どもたちの様子を御覧いただければと思います。

この、こどもまつりの第44回昨年の状況なんですけれども、今年は午前、午後の2部に分けて定員600名としておりますが、昨年はここが400名ということで規模を縮小して実施をさせていただいております。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございますでしょうか。

それでは次に「下津井地区における義務教育学校の設置について」の説明を島田参事、お願いいたします。

〈島田参事〉下津井地区における義務教育学校の設置についてご報告をいたします。当日配布資料の7ページをご覧ください。

倉敷市立下津井東小学校、下津井西小学校及び下津井中学校の3校からなる、小学生と中学生が、同じ校舎で学び、学校生活をともにする、施設一体型の義務教育学校を下津井地区に設置することといたしました。倉敷市における義務教育学校の設置は、今回が初めてとなります。

「義務教育学校」とは、平成28年に制度化された、小学校から中学校の義務教育を一貫して行う、新しい形の学校教育制度で、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施をいたします。

また、義務教育学校では、児童生徒が学校行事などを通じた異学年交流による精神的な発達や社会性の育成や、小学校から中学校に進学する時の、学習・生活環境の変化の緩和・円滑な移行などの効果が期待されています。

義務教育学校の設置場所は、統合の対象となる学校施設の規模や状態等を考

慮し、現在の倉敷市立下津井中学校を活用することとしております。職員室やトイレの改修や小学生も使用できるように手洗い等の高さ調整を行うなど、対応が必要な施設の改修等を行い、令和8年4月1日の開校を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

〈難波委員〉ありがとうございました。このくらいの時間がかかるのは普通であり、ここから2年4か月ですかね、開校ということになっていくと理解しています。ちょうど昨日、一昨日、下津井の小学校に通っている子どもと話す機会があり、喜んでいました。ただ、これ義務教育学校で小、中ですが、その子が言っていたのも、自分は小学校は楽しいんだけど、中学校は自分のしたい部活もないので「味野中学校へ行くよ」というようなことを具体的に言ったりしていました。

現実で言うと、以前もお話したことがありますように、下津井西小学校の遠いあたりからでも、自転車であれば、味野中学校まで多分30～40分あれば行くものです。ですから、子どもたちはやっぱりいろんな中学校の生活を考えたら、味野中学校へ行こうとかいうようなことを思っている生徒が多いように思います。

何人かに聞いたところ、中学校を魅力あるものにするというか、前も下津井中学校の野球部と郷内中学校の野球部が一緒になって合同チームを作って部活をやった時期もあったような記憶をしていますが、そういうことも含めていろんなことを含めて見せていくというか、こういう形になって行くということを言って、できるだけ今回考えている義務教育学校が、この時代上手に大きくなっていけるようにしていただければと思いますので、ぜひその

辺りの子どもたちの要望も聞いてやりながら対応してやっていただければ
と思いますので、要望です。よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございます。今仰っていただいたようなこと、これからいろいろ
検討していかなければいけないことだと思いますので、またいろいろとお力
添えをいただけたらありがたいなというふうに思います。

〈難波委員〉具体的なことはいろいろ出てくると思いますので、そこでやっぱりいろいろ
地域の人たちであり、子どもたちの意見を取り入れながらぜひよろしくお願い
します。

〈教育長〉ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、以上で本日予定をしておりました議題はすべて終了いたしました
が、事務局の方から何かございますでしょうか。

〈島田参事〉本日資料はございませんが、倉敷市行政組織の改正案が公表されましたので、
ご報告をさせていただきます。

教育委員会では2件ございまして、一つ目は、学校適正配置推進室の新設を
するものです。市立幼稚園に加え、小・中学校の適正規模、適正配置を進め
るとともに、市立高等学校の再編等、体制整備に対応するため、教育委員会
に課長級組織の学校適正配置推進室を新設する案でございます。

二つ目は、倉敷中央学校給食共同調理場に（仮称）倉敷学校給食共同調理場
を新設をするものでございます。こちらも案でございます。令和6年度2学
期から倉敷地区の12校へ新たに共同調理方式での給食提供を開始するた
め学校教育部、倉敷中央学校給食共同調理場の下部組織としまして、課長補
佐級の組織の（仮称）倉敷学校給食共同調理場の新設をするものでございま
す。今後12月議会での議論等を経まして2月に成案となる予定でございま
す。報告は以上でございます。

〈教育長〉今、行政組織の改正案ということで、二つの組織の説明をさせていただきます。何か今お尋ねになりたいようなことがございましたらお願いします。よろしいでしょうか。具体的な形になってきましたら、またこの会でご説明することがあると思いますのでよろしくお願いいたします。他にはよろしいでしょうか。委員の皆様方の方から何かございますでしょうか。

〈大原委員〉これも不勉強なので教えていただきたいのですけれども、ある生命保険会社の方から、この度、義務教育の中でがんの教育が始まった。それに伴って学校でがん教育の時に、おうちの人にがん検診を受けてねというようなことをすることで、保護者の方のがん検診の意識も高まって、非常に良くなるというような話を教育委員会の方にしたのだけれども、別のところに行くようにと言われて、なかなか実現しないということをお聞きしました。

資料とかを見せていただいても別に保険会社の名前があるわけでもないですし、がん検診を受けるのは他の医療機関であって、全くその生命保険会社の利になることではないと私は思いましたし、生命保険会社さんも自社の利益とは全く関係ないと仰っています。そういうことでもなかなか教育の中に受け入れられない理由っていうのは何か教えていただけますか。このところをもっときちんと理由付けをすることで実現するのなら、やはり倉敷の保護者の方たちのがん検診率を上げるっていうのは教育現場としても意味があることなんじゃないかなと思うのですが、ちょっと教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉がん教育のことについてお願いします。

〈渡邊参事〉がんに係る教育が中学校を対象に年に2時間から3時間教育の中に含まれているということでございます。検診の有効性についてはこの中で教育をしているのだと思いますが、保護者に直接的に勧めなさいというのはさすがに言

い切れない部分があるのではないかと思っております。ただ、検診を受けることによって、本人が受けるメリットは非常に大きいということは教育の中で触れていくようになると思います。

〈教育長〉がん教育自身はやっている、生徒に対しての教育はしているのだけれども、保護者への検診を勧めるというところまではいってないというのが今の現状のようですけれども。

〈大原委員〉勧めなくていいです。子どもを残してがんで亡くなる保護者のことを考えたり、残される子どものことを考えたりした時に、受けなければいけないとか、親御さんが受けたかどうか学校で確認するというのはやり過ぎかと思うんですけれども、親御さんに受けることを勧めるのは何にも悪くないと思いますが、これは一意見として申し上げます。分かりました。ありがとうございました。

〈教育長〉はい。ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

本日のWeb会議、ご協力の方ありがとうございました。それではこれをもちまして教育委員会の方、閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。